

第九十九号議案

訴えの提起について

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

訴えの提起について
左記のとおり訴えを提起する。

記

一 訴訟の相手方

被告 江戸川区外の医療機関

二 事件の概要

埼玉県の医療機関（個人事業主。以下「本件医療機関」という。）は、平成二十八年六月から令和二年一月までの間、江戸川区（以下「区」という。）に對して、区の国民健康保険被保険者に係る診療報酬として千五十八万七千八百三十六円を、高額療養費として二百四十三万三千四十二円を過大に請求し、同額の利得（以下「本件不当利得」という。）を得た。

区は、本件医療機関に對して本件不当利得の返還を求めたが、いまだに返還に應じておらず、今後任意で返還に應じる意思が見られないため、本件不当利得について、主的小>的には不当利得の返還請求を、予備的小>には支払う必要のなかつた国民健康保険診療報酬等を支払させた不法行為に基づく損害賠償請求を行うものである。

三 訴えの内容

区は被告に對し、本件不当利得として金千三百二万八百七十八円及びこれに對する令和五年九月二日から本件不当利得の返還完了日までの期間に係る年三

分の割合による遅延損害金の支払を求め訴えを提起する。
四 訴訟遂行の方針

本訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるとする。

(説明)

訴えを提起する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。